

どっこの暴力団は生きている

平成28年 1月28日

暴 追 か わ ら 版

No. 191

公益財団法人青森県暴力追放県民センター
暴力団等の不当要求断固拒否！ 相談電話017-723-8930

新年のご挨拶

公益財団法人青森県暴力追放県民センター

理事長

井 畑 明 男

明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、お健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

また、暴追関係機関・団体の方々をはじめ賛助会員の皆様には、平素から当センターの事業活動等にご支援ご協力を賜っていることに心から御礼を申し上げます。

さて、最近の暴力団情勢ですが、昨年8月、日本最大の指定暴力団である六代目山口組が分裂し、新たに神戸山口組という組織を立ち上げました。

本県においては、分裂により、県南方面にある六代目山口組の組員約110人が、神戸山口組の傘下となったことから、六代目山口組の勢力は、40人と大幅に減少しております。

今のところ本県では、両山口組が対立する特段の動きはないようですが、全国では、組織の分裂に伴うトラブルが発生しており、これらが引き金となって、かつての「山一抗争」のような大規模な抗争事件に発展することも予想され、一般市民の方々が巻き込まれないかと危惧されるところであります。

また、資金源活動においては、法的整備や企業・団体をはじめとした市民による暴排活動の強化などにより、その活動が困難になってきております。

昨年10月、本県において暴力団組員らによる「なまこ」の密漁事件を検挙しておりますが、このことからもお分かりのとおり、資金源活動が益々困難になってきたことから多種多様な活動を展開しているのが実情であります。

暴力団はまさに生き残りをかけ、なりふり構わず、振り込め詐欺などの犯罪を犯すほか、今後、益々不透明化を進め企業活動を装い資金源活動を活発化することが予想されます。

このように六代目山口組の分裂による抗争事件の可能性、一方では資金源活動が一般経済活動に益々侵入してくるという昨今の情勢にあって、暴力団対策に当たっては、何よりも警察の強力な取締りと暴排活動の両輪が必要不可欠であります。

当センターは、民間暴排組織の中核として、今後とも警察をはじめとした関係機関との連携を深め、相談活動や暴排意識の高揚を図るための広報啓発活動、不当要求防止責任者講習などの事業を充実・効果的に推進して参る所存であります。

皆様には、昨今の暴力団情勢をご認識いただきまして、当センターの運営・活動に関し、引き続き一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

終わりにになりましたが、皆様のご健勝、ご活躍を祈念申し上げまして、年頭のご挨拶と致します。

青森県暴力団社会復帰対策協議会総会の開催について

青森県暴力団社会復帰対策協議会は、昨年1月26日刷新総会を開催し、新たなスタートを切りましたが、平成27年度の暴力団社会復帰対策協議会総会が本年1月26日、ホテル青森において次のとおり開催されました。

記

1 出席者

来賓	～	青森県警察本部刑事部長
協力団体	～	一般社団法人青森県建設業協会 他7団体
相談受理機関	～	青森刑務所 他7機関
支援機関	～	青森労働局 他9機関
調査・相談機関	～	青森県警察本部刑事部組織犯罪対策課
社会復帰アドバイザー		
事務局	～	公益財団法人青森県暴力追放県民センター
の代表・関係者		合計 36人

2 議案審理

(1) 第1号議案 「就労支援広域連携について」

警察本部組織犯罪対策課補佐から、「暴力団離脱者の就労支援活動を円滑に行うため、他都道府県の社会復帰団体と協定を結び全国的な就労支援を行う広域連携。」についての説明がなされ、出席者から承認されました。

(2) 第2号議案 「協議会会則の一部改正について」

第1号議案が可決されたことから会則に新たに「広域連携」に関する条文を規定することについて承認を得られました。

(3) 第3号議案 「役員の改選について」

平成28年3月末で役員の任期満了につき改選が行われ、平成28年度の協議会会長に青森県建設業協会会長 副会長に青森県保護司会連合会長、同じく副会長に協同組合三沢建設業協会会長がそれぞれ選任されました。

3 発表

- (1) 青森刑務所 ～ 暴力団離脱指導について
- (2) 青森保護観察所 ～ 就労支援の状況
- (3) 公共職業安定所 ～ 雇用情勢等について
- (4) 弁護士会民暴対策委員会 ～ 暴力団離脱に関する弁護士の役割
- (5) 警察本部組織犯罪対策課 ～ 暴力団情勢と離脱支援状況

についてそれぞれ発表された。

各団体・機関からの発表を暴力団社会復帰対策に役立てるため、今後も更に情報交換を行って行くこととし、閉会しました。

どっこい暴力団は生きている

平成28年 2月16日

暴 追 か わ ら 版

No. 192

公益財団法人青森県暴力追放県民センター
暴力団等の不当要求断固拒否！ 相談電話017-723-8930

第13回民事介入暴力対策研究会の開催について

本年2月3日(水)午後3時から青森市の「ラ・プラス青い森」において「第13回民事介入暴力対策研究会」を開催しました。この研究会は、平成14年に青森県弁護士会、青森県警察本部、当センターの三者による研究会を設置し、年1回、相互の民事介入暴力対策等についての研究課題を協議し、その対策を推進しているものであります。本年の開催状況は下記のとおりでありました。

1 出席者

- (1) 青森県弁護士会
弁護士会会長以下14人
- (2) 青森県警察本部
警察本部長以下7人
- (3) 青森県暴力追放県民センター
専務理事以下4人

2 協議事項

◎ 青森県弁護士会

「各種業界（許認可行政庁）と警察との暴排連携」

橋本 薫 弁護士 大谷 直 弁護士

- 各種業界と警察との「暴排協議会」などの設立による連携状況（警察への質問）。
- 各種業法では、暴力団排除条項が整備され、全都道府県において暴排条例が制定施行されているが、暴力団と関係を持つことの企業・事業者リスクが増大している中で、不当要求責任者講習において、反社会的勢力との関係遮断がなぜ重要なのか、関係を持つことで事業継続にいかなるリスクがあるのかについても周知してもらうことが重要である等の内容。

◎ 青森県警察本部

「暴力団情勢について」

県警組対課 成田補佐

- 県内の暴力団勢力は、六代目山口組約40人、神戸山口組約110人、稲川会約120人、住吉会約40人の昨年末より20人少ない約310人になったことなど、情勢の説明。

「六代目山口組傘下組長らによる組織的な漁業法違反・水産資源保護法違反事件の検挙について」
県警組対課成田補佐

- 暴力団組員らは、川内町の漁協組合員でもなく、業業権がないのに、県知事の許可も受けずに、平成27年10月、同組合の漁場区域内の海域で潜水機を使って「なまこ」約961キログラムを採捕した事件の説明。

◎ 青森県暴力追放県民センター

「平成27年中の事業推進状況と今後の課題につて」

センター 今 専務理事

- センターの広報啓蒙活動として県民大会、作品コンクールの内容、相談の受理171件、不当要求防止責任者受講数783人の報告と分析。問題点としてセンターの活動財源の確保と知名度の向上などについて説明。

「不当要求行為に関するアンケート調査結果について」

センター 山本 業務課長

- 平成27年中に実施した「不当要求防止責任者講習」におけるアンケート調査744人からの回答を基にその結果報告と分析。97人の方が不当要求を受けたと回答しているなどを説明。

3 協議状況

各協議事項について、意見や質問が活発に行われ、今後も更に一層の連携を図っていくことを確認し、研究会は終了しました。



< 民暴研究会の状況 >